

○内閣（人事院）

・人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について（内閣総理大臣及び人事院総裁宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

内閣官房及び人事院は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 人事院は、平成25年1月以降、人事・給与等業務・システムの改修について参加府省等との会議等を通じて改修要望の優先順位を把握して調整した上で引き続き改修を実施し、改修したプログラムの導入前にテストを行うよう工程を十分検討したり、プロジェクト管理支援業務について管理支援業者の技術的支援が十分受けられるように契約期間を検討したりした。また、既に同システムの運用を行っている府省等の実情等を把握して参加府省等と情報共有を図って移行支援を実施したり、ヘルプデスク業務について実際の業務状況に合わせて同年4月に契約内容を変更したりした。そして、移行経費の合理的な算定方法について検討した上で、同年9月に参加府省等に対して移行経費の調査を行い、投資対効果の観点から最適化の実施に係る投資額として計上できるようにした。
- イ 内閣官房は、人事院がアの取組を実施するに当たり、参加府省等との間における正確な情報共有や適切な検討を行ったり、移行経費の合理的な算定方法の検討や移行経費の調査を実施したりすることができるよう、人事院や参加府省等との会議等を通じて必要な助言を含む総合調整を行った。

○総務省

・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について（総務大臣宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構と協議して、第1期中期目標期間（平成19年10月から24年3月まで）の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万余円、簡易生命保険勘定108億2794万余円、計490億4822万余円を24年7月に同機構から国庫に納付させる処置を講じていた。

そして、適時に利益剰余金の国庫納付が可能となるような制度整備については、25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、同機構の在り方について所要の検討を進めるとともに、同機構の利益剰余金のうち将来にわたり業務を確実に履行するために保有する必要がないと認められるものに係る国庫納付の在り方を引き続き検討して、関係機関と調整の上、適切な措置を講ずることとしている。なお、同機構の25年度末利益剰余金は、郵便貯金勘定150億6543万余円、簡易生命保険勘定225億3176万余円（うち前中期目標期間繰越積立金207億8118万余円）となっている。

○総務省

・特別交付税の額の算定における過疎債ソフト経費の確認等について（総務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成26年1月までに、都道府県及び市町村に対して、算定資料等に点検項目を設けた上で通知を発するなどして過疎債ソフト経費は特別交付税の額の算定対象とならないことを周知したり、関係する担当者が必要な情報を共有することにより算定資料等の確認等を適切に行うよう助言したりした。
- イ 市町村に対して、全ての特別交付税の額の算定事項について、当該市町村の特別交付税の取りまとめの担当者において算定資料等の作成に関する情報を確認して都道府県に報告するよう助言した。
- ウ 交付税検査の実施に当たり、過疎債ソフト経費が対象経費とされていないことの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言するなどした。

・震災復興特別交付税の額の算定における一般単独災害復旧経費の確認等について（総務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 災害復旧等事業に要する経費のうち地方債を財源とすることができる額として総務大臣が調査した額（以下「一般単独災害復旧経費」という。）の算定対象とならない経費を算定資料の記載要領等に具体的に明記したり、算定資料の様式に点検項目欄を設けたりするとともに、都道府県及び市町村に対して算定の誤りの例を通知することなどにより、一般単独災害復旧経費の算定対象経費の範囲を周知したり、算定資料等の審査に当たり点検項目欄の活用により算定対象経費の確認を適切に行ったりすることにした。
- イ 平成25年9月及び26年1月に、都道府県及び市町村に対して通知を発するなどして、関係部局が算定対象経費の範囲、算定対象事業等の必要な情報を共有することなどにより算定対象経費の確認を適切に行うよう助言した。
- ウ 交付税検査の実施に当たり、一般単独災害復旧経費についての検査項目や確認事項等を定めて算定対象経費の確認を適切に行うよう都道府県に対して助言するなどした。

・地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯の利用について（総務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア V-Lowマルチメディア放送については、平成25年11月までに利用者等関係者の意見を調整した上で、同年12月に関係省令を改正するなどして制度整備を行った。
- イ 公共ブロードバンド移動通信システムについては、25年11月から26年7月までの間に開催された会議等において、都道府県等の想定される利用者に対して、導入効果や機材導入経費等の情報提供を行うなどしており、今後も引き続き情報提供を行うなどして導入促進を図っていくこととした。そして、導入が促進しない場合は、32年度に実施予定の電波利用状況調査の結果及び同システムの利用者の意向を踏まえた上で、他の目的へ割り当てなどの方策を検討することとした。
- ウ 高度道路交通システムについては、25年10月及び26年3月に開催された I T S 関係四省庁連絡会議において、警察庁等に対して、同システムの通信装置と車両との路車間通信に用いる周波数帯が空き周波数帯であることを説明するなどして、路車間通信の利用に向けて調整を行った。

○法務省

・ 刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備について（法務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、整備箇所配置する炊事機器の台数を施設の規模等に応じたものとするにより、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう、炊事機器の配置について、整備箇所の職員定員、被収容者の収容定員等を考慮して検討を行い、平成26年7月に、他の整備箇所への管理換の方針を策定する処置を講じていた。

・ 刑事施設等の整備に係る予算の執行等と執行段階における統制について（法務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年2月に、会計事務担当者に対して研修を実施するなどして、予算執行等を適正に行うために必要な会計法令等における基本的事項について周知徹底を図った。また、26年3月に、予算の執行等を行う上での留意点や執行段階における支出負担行為認証官による統制を十分に機能させる上での留意点等をまとめた「適正な予算執行等のマニュアル」を作成して、会計事務担当者に対してこれを周知した。

・ 刑事施設等の常勤医師の外部研修制度の運用について（法務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年6月に各矯正管区に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 外部研修の実施に当たり、刑事施設等の長と研修先の研修責任者との間で、研修協定書等の研修の委託内容が確認できる文書を作成することとした。また、外部研修中の勤務時間管理等が著しく困難であり客観的に研修の実施状況を確認できない自宅又は図書館での研修を認めないこととした。

イ 研修先での各研修日の出欠状況、研修内容等を、毎月、一定の書式等により、常勤医師から刑事施設等の長に報告させることとした。

ウ 常勤医師から提出させる研修結果報告書に記載すべき事項を具体的に示すことなどにより、研修内容を適切に把握することとした。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の実施について（外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 無償資金協力について、外務省及び機構が働きかけた結果、相手国等は機材等を稼働させるなどしていた。また、機構は、平成25年12月に、導入実績のない機材の設置後の活用状況等を把握し、問題が確認された場合に相手国へ申入れを行うことなどを機構内部に周知した。さらに、26年1月に、他の設備と接続して使用する機材を調達する場合は、接続する設備の更新の必要性等を相手国等と十分検討することを徹底するとともに、同年2月に、相手国等の実施する事業内容等に変更が生ずる場合は、相手国等と変更内容を十分確認し書面等で明確化を図ることを機構内部に周知した。
- イ 技術協力について、機構は、25年11月に、事業終了後にも自立型の料金徴収システムや住民による維持管理体制の継続等の状況を把握することや、問題発生時は相手国に対して対策を講ずるよう適時申入れなどを行うことを機構内部に周知した。
- ウ 草の根・人間の安全保障無償資金協力について、外務省は、26年6月に、事業実施機関の不誠実な対応等により事業の進捗に問題が生じている場合は、早期に現地調査を実施するなどし、問題が解決し事後検証を行うまでは関係書類を保存し事態の改善に十分活用するよう在外公館に周知した。そして、外務省は、草の根・人間の安全保障無償資金協力において調達された機材が全く使用されていないなどの事態について、当該機材の状況等を確認するとともに、外務省による現地政府への働きかけなどがあり発足した調査委員会の調査結果に応じて必要な措置を講ずることとしている。

○財務省

・債務に関する計算書に計上される国庫債務負担行為に係る債務額について（財務大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年5月までに次のような処置を講じていた。

- ア 各府省の本府省がその所管する各官署の支出負担行為担当官の負担した債務額を確認するためなどの機能を官庁会計システム（以下「システム」という。）に追加した。
- イ 国庫債務負担行為と支出負担行為及び支出とを関連付ける入力の流れを防止するための機能をシステムに追加するなどした。
- ウ 各府省の担当者に対して、システムの操作方法等について、説明会を実施するなどして周知徹底を図った。
- エ 各府省に通達等を発し、システムに追加した機能により出力した情報に基づき債務に関する計算書に正確な計数が計上されていることの確認を求めるなど債務の計数の確認体制を充実させた。

○文部科学省

・スポーツ振興基金の有効活用について(文部科学大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年2月に、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に対して、第3期中期目標（計画期間は同年4月から30年3月まで）において振興基金を有効に活用するための方策を検討することを指示しており、今後のセンターにおける上記の検討の状況や政府等におけるスポーツ振興に係る検討を踏まえて、振興基金の有効活用について引き続き取り組んでいくこととしている。なお、センターは、25年3月に、振興基金を有効に活用するための方策を検討することを第3期中期計画及び25年度計画に明記した上で、25年度においては、助成方法の見直しや振興基金の運用方法の改善を図るなどしていた。

・義務教育費国庫負担金の交付額の算定について(文部科学大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 各都道府県が作成する各種資料の記入要領等に、育休法に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に育児休業者が担当していた職務を行わせている場合には育児休業代替教職員の実数に計上してはならないこと及び教職員の標準定数等の算定に用いる標準学級数に5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数を加えてはならないことを記載した。
- イ 平成26年1月に都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議を開催するなどして、アの内容について各都道府県に対して周知徹底した。

○文部科学省、独立行政法人日本芸術文化振興会

・文化芸術振興費補助金による映画製作支援事業における収入の納付について(文化庁長官及び独立行政法人日本芸術文化振興会理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年6月にそれぞれ交付要綱を改正するとともに、それぞれ手引書を作成するなどして次のような処置を講じていた。

- ア 交付要綱及び手引書において、納付すべき額の算定方法、納付の手続等を定めて、収入の納付を求めるために必要な体制を整備した。
- イ 手引書において、報告書に記入する収益の捉え方や添付する根拠資料の詳細を定めた。
- ウ 26年7月に、手引書を補助金等の交付を受ける団体に送付して、要件に該当すれば収入の納付を行うことを明確に示した。また、27年度の募集案内に手引書の内容を明記した。

○文部科学省

・ 国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について(文化庁長官宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文化庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年11月以降、加算分の補助率の算定に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲を補助事業者の特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎とするよう取扱いを改めることを検討するなどしており、その上で、改めた内容を交付要綱等に明記するなどの必要な処置を講ずることとしているほか、補助事業者の財政規模の変動状況を加算分の補助率の算定等に適切に反映させる仕組みについても検討することとしている。

・ 公立学校施設の耐震補強事業における補強工事及びその関連工事の取扱いについて(文部科学大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成25年5月に都道府県に対して発した通知において、補強工事は学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事であって、構造計算等で耐震性能の向上に資することが明確にされているものに限り、及び補強の関連工事は補強工事の施工に係る必要最小限の範囲のものとすることを明確に示した。
- イ 補強工事等の対象となる工事について、より具体的に示した事務連絡を25年12月に都道府県に対して発したり、同年5月から26年3月にかけて全国施設主管課長協議会総会等において説明したりするなどして、事業主体及び都道府県に対して周知徹底を図った。

・ 太陽光発電導入事業により公立学校に設置された太陽光発電設備について(文部科学大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年11月及び26年4月に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体に対して、環境教育における太陽光発電の導入の意義及び効果や新たに太陽光発電設備を導入する場合に環境教育への活用方法を事前に検討することを周知して、環境教育への活用を促した。
- イ 事業主体に対して、太陽光発電設備のうち停電時でも使用可能な機能を有するものについて、学校防災マニュアル等に非常用電源としての使用方法を記載することなどの指導を行った。

○文部科学省

・東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物の被災地での活用状況について(文部科学大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、委託要綱等を改正して、次のような処置を講じていた。

ア 委託先を原則として岩手、宮城、福島各県（以下「被災地」という。）に所在する学校法人等とするとともに、個々の成果物の活用方法を事業計画書に具体的に記載させるようにするなどして、成果物が被災地の専門学校等に対して早期に導入されるような委託事業の選定を図った。

イ 個々の成果物の活用方法を実績報告書に具体的に記載させるようにした上で、平成26年4月に成果物ごとに被災地での活用状況について調査を行い、その結果を踏まえて活用を図るための検討を行った結果、専門学校等の関係者の会議において成果物の活用を依頼するなどの対応策を実施することとしたり、同年5月に専門学校等に対して情報を提供したりなどして、成果物の活用促進を図った。

○厚生労働省

・第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について(厚生労働大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、支給停止解除後の年金の支給額と損害賠償額との重複額が多額に上ることを避けるための方策として、年金給付の目的等も踏まえつつ、24月と設定されている支給停止限度期間を一定程度延長するために、支給停止の事務を実施している日本年金機構における実務面での対応等について検討を行っており、今後、その内容を踏まえて支給停止限度期間の見直しなどの検討を進めて、同機構との連携の下に取扱通知の改正等の所要の処置を講ずることとしている。

・社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について(厚生労働大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成24年度に、新制度の設計を行うために民間保育所の経営状況等の実態を調査した。そして、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについては、子ども・子育て施策を所管する内閣府に設置された子ども・子育て会議において検討が行われ、25年12月に、民間保育所における会計経理は、公費の透明性確保の観点から、事業ごとの区分経理を求め、その上で財務諸表の公表を求めていくことを基本とする対応方針が取りまとめられた。

また、24年11月に都道府県等に通知を発して、当期末支払資金残高のうち過大な保有分については、指導監査において指導を行い、それでもなお過大な保有となっている場合については、過大な保有が解消されるまでの間、交付する運営費を減額することとするなど、民間保育所に対する具体的な指導方法等を定めて周知する処置を講じていた。

○厚生労働省、日本年金機構

・不正受給疑い事案における徴収金等債権に係る事務処理について（厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

厚生労働省及び日本年金機構（以下「機構」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、不正受給疑い事案のうち徴収金等債権の確定等が行われていないものについて徴収金等債権の確定等の事務処理を行うとともに、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、平成25年10月から機構本部において不正受給疑い事案の進捗状況等の確認を定期的に行ったり、26年4月から不正受給疑い事案に係る事務処理の状況を機構本部から厚生労働本省に毎月報告したりすることとし、これに伴い、25年10月に年金事務所の業務を支援するために設置されている9ブロック本部において不正受給疑い事案の担当者を明確に定め、26年4月に機構本部及びブロック本部における担当者の増員を行うとともに、同年2月に厚生労働省と連携してブロック本部及び年金事務所の担当者を対象とした説明会を実施したり、同年8月に年金給付費を不正に受給した者に関する対応について定めた手引の改訂を行ったりして、不正受給疑い事案に係る事務処理の円滑な実施に向けた体制整備を図った。

イ 厚生労働省は、機構からアの報告を受けて機構における不正受給疑い事案の処理状況を把握した上で、必要に応じて機構に対して指導を行うこととした。

○厚生労働省

・単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて（厚生労働大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、過払いとなった保護費について事業主体に返還の処理を行わせるとともに、平成26年3月に都道府県等に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については返還の処理を行う必要があること、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないこと及び死亡した被保護者の扶養義務者ではない者に葬祭扶助を行う場合には死亡した被保護者の遺留金品について葬祭扶助費に充当できるか検討する必要があることを明確に示した。

イ 生活保護法施行事務監査において、上記の処置について確認を行い、適切な取扱いが行われていない場合には、事業主体に対する指導を行うこととした。

○厚生労働省

・厚生労働省の施設等機関における重要物品の管理等について(厚生労働大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 施設等機関における重要物品について、平成26年4月までに現況や亡失状況を調査把握し、物品管理簿の修正等所要の手続きをとり、厚生労働大臣に報告をさせるなどしたり、25年10月に通知を発するなどして科学研究費補助金により購入した設備備品を直ちに寄附させて適切に管理することとし、内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとしたりした。
- イ 施設等機関の職員に対して、25年10月、26年1月及び同年2月に物品の管理等に関する研修を行うなどして、重要物品の適正な管理等の重要性について周知徹底を図ったり、不用決定の承認に係る手続や検査員による物品管理官に対する定期検査等を適切に行わせたり、施設等機関に対して、25年10月に通知を発するなどして、科学研究費補助金取扱規程等に従って設備備品の寄附手続を適切に行うことについて研究者に周知徹底を図ったり、内部監査等により重要物品の管理等の実態を適宜把握して、必要な指導監督を行ったりした。

・国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の算定における減額調整について(厚生労働大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年12月に都道府県に対して通知を発して、国民健康保険の保険者である市町村が自らの負担で被保険者の一部負担金を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う負担軽減措置を定額制によって実施した場合には、適正な実負担額に基づく負担割合を算定した上、当該負担割合に応じた減額調整率を適用するよう、その算定方法を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知するとともに、その適用に関する技術的助言を行う処置を講じていた。

・雇用保険の雇用調整助成金に係る事業所訪問調査の実施について(厚生労働大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

- 厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年3月に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。
- ア 厚生労働本省において、事業所訪問調査を行う際の確認項目やその確認方法を明確にした雇用調整助成金チェックリスト及び報告書の様式を例示して都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び管内の公共職業安定所が行う事業所訪問調査で活用させ、同年4月から事業所訪問調査及び再調査の実施状況について労働局から定期的に報告を受けるなどして把握し、取組が十分でない労働局については、事由等を確認して必要な指導や助言を行うこととした。
- イ 労働局において、前記の通知に基づき、同チェックリストの活用等により、出勤簿、賃金台帳等やそれらの裏付けとなる書類の確認を十分に行之、不正受給が疑われる場合には再調査を行うか否かの判断を行ったり、再調査が必要であると判断した場合には速やかに行ったりなどすることとした。

○厚生労働省

・試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等について(厚生労働大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 厚生労働本省は、試験研究機関に対して通知を発して、平成25年10月から厚労科研費により物品を購入する場合は、国の会計法令に準じた内部規程を整備した上でこれに従って発注業務等を行うことや、厚労科研費の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分に留意するなどして内部監査を適切に行うことを指導及び監督した。
- イ 試験研究機関は、アの通知に基づき内部規程を整備した上で25年10月からこれに従って発注業務等を行うとともに、26年6月に内部監査の規程を改正するなどして、厚労科研費の管理及び経理の体制についても十分に留意して内部監査を行うこととした。

・医療費の過誤払による返還金債権の把握、管理、回収等について(厚生労働大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、過大となっていた療養給付費負担金等（以下「国庫負担金」という。）については保険者等から順次返納させるとともに、平成25年7月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 後期高齢者医療広域連合に対して、返還金が発生した場合の国庫負担金の適正な算定方法等について、都道府県等を通じて周知した。また、国民健康保険等において返還金が発生した場合の国庫負担金の適正な算定方法等について市町村等に対して周知徹底すること、国庫負担金に係る事業実績報告書について審査等を十分行うこと及び指導監査等を行う際には国庫負担金の適正な算定等を行うことを重点的に指導することについて、都道府県等に対して技術的助言等を行った。
- イ 返還金に係る医療費相当額を保険者等の間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手した。

・社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について(厚生労働大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年6月に都道府県等に対して通知を発して、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム」という。）の財務状況の透明性の向上が図られるよう、次のような処置を講じていた。

- ア 特養ホームにおいて次期繰越活動収支差額に余剰が生ずる場合には、施設整備等積立金等の目的積立金の計画的な積立てに努めるよう指導することについて技術的助言等を行った。
- イ 特養ホームにおいて移行時特別積立預金の額が移行時特別積立金の額を下回る場合には、適切な手続を経て移行時特別積立金を移行時特別積立預金と同額まで取り崩すよう指導するとともに、移行時特別積立預金を保有している場合には、これを有効に活用するための具体的な使途等を検討するよう指導することについて技術的助言等を行った。

○厚生労働省

・国民健康保険の財政調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）の算定について（厚生労働大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、非自発的失業財政負担増特別交付金の介護納付金についての国民健康保険料（税）（以下「介護分」という。）に係る調整基準額の算定に当たっては、介護分に係る各月末時点における非自発的失業者数から賦課期日時点の非自発的失業者数を控除した人数である増加非自発的失業者数の総数が実態をより適切に反映したものとなるよう算定通知等の内容を見直し、平成25年12月に新たな算定通知を発して、都道府県を通じて、市町村に対してその周知徹底を図るなどの処置を講じていた。

・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備した地域密着型施設の利用状況について（厚生労働大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年2月の都道府県担当課長会議及び同年4月の事務連絡において、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の交付申請に当たり、サービスの需要を的確に把握することの必要性について、都道府県を通じるなどして市町村に周知するとともに、需要の有無等の把握を的確に行ったか十分確認するよう都道府県等に周知した。

イ アの会議において、利用が低調等となっている地域密着型施設が所在する管内の市町村に対して、当該施設の整備後の利用状況を的確に把握してフォローアップを行うなど事業効果の発現のための取組について事業所を指導するとともに、地域密着型施設が提供するサービス等について要介護者等に対する周知等を十分に行うよう指導や助言を行うことについて、都道府県に周知した。

・事業所内に設置される保育施設に係る計画の審査等について（厚生労働大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年5月及び26年4月に支給要領等を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 保育施設の設置等計画の審査の際に、定員等の積算根拠資料としては運営開始初年度から5年度目までの利用希望に関するアンケート調査結果等の資料を、決算報告書等の財務関係書類としては申請日が属する年度の直近3か年の損益計算書等の資料を、それぞれ事業主等に提出させて、労働局が定員等の積算根拠及び事業主等の財務状況を確認するよう、支給要領等に明記して労働局に周知した。

イ 休止期間が5年を超える施設については事業主等に3年以内を計画期間とする再開計画を提出させたり、休止期間が5年以下の施設についても現地調査による運営状況の確認の結果等を踏まえて事業主等に再開計画を提出させたり、保育施設の休止期間中は労働局が年1回以上現地調査等を行うことにより再開計画の取組状況を把握したりなどするよう、支給要領等に明記して労働局に周知した。

○農林水産省

・家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について（農林水産大臣宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

農林水産省は、平成25年3月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、34事業主体のうち9事業主体については、本院指摘の趣旨に沿い、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額の全額に24年度に発生した利子を加えた額を25年4月に国庫に返納させる処置を講じていた。

そして、農林水産省は、残る25事業主体について、上記の返納計画に基づき、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額にその後発生する利子を加えた額を24年度から29年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について25年4月及び26年4月にそれぞれ国庫に返納させていたものの、残りの国庫補助金相当額は返納されていない。

・森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について（林野庁長官宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年4月から26年2月までの間に開催した有識者会議の検討結果を踏まえて、26年3月までに評価要領等を改正し、費用対効果分析の適切な実施のために必要となる基本的な考え方等について具体的に記述するとともに、効果額の算定の基礎となる係数については、公的機関等が公表し確実に説明可能な数字を使うこととしていた。

そして、26年5月までに都道府県に対して通知を発するなどして、費用対効果分析等の適切な実施及び上記の評価要領等の改正の内容について事業主体に対して周知徹底を図るよう指導するとともに、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査するよう指導する処置を講じていた。

・農地・水保全管理支払交付金事業の実施について（農林水産大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項）

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 地域協議会及び市町村に共同活動に係る農用地の保全管理に係る実態把握調査を行わせ、実施期間終了時に保全管理が適切に行われていなかった農用地37,585 a（52協議会）について、地域協議会に当該農用地に係る国庫交付金相当額を平成26年10月までに国庫に返還させた。

イ 地域協議会及び市町村に対して、農用地の保全管理の状況の確認方法を示して、その指導の徹底を図るとともに、26年4月に、農地・水保全管理支払交付金の組替えなどにより新たに創設した多面的機能支払交付金の実施要領にもこの確認方法を定めて周知した。

ウ 市町村等が所有し管理する施設において向上活動に取り組む組織が施設の長寿命化のための更新工事を行う場合は、財産管理上必要となる書類を整備し、工事終了後できるだけ速やかに当該市町村等に財産を譲渡するよう指導の徹底を図るとともに、実施要領にこの取扱いを定めて周知した。

○農林水産省

・漁船保険振興事業資金の有効活用について(水産庁長官宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 漁船保険振興事業については、従来の事業の在り方の抜本的な見直しを行い、漁船保険推進対策事業、無事故漁船報償事業及び海難防止助成事業を平成25年度末で全て廃止させた。
- イ 漁船保険振興事業資金（以下「振興資金」という。）の活用について検討した結果、振興資金の運用益等を活用して、海難事故の防止を目的として船舶自動識別装置を導入した漁船等に対して保険料の一部を助成する新規事業を26年度から28年度まで実施させることとした上で、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（26年度からは食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定））から交付された47億円の振興資金については、26年10月に漁船保険中央会から全額を返還させた。

・旧政府倉庫等の処分状況について(農林水産大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成25年9月に、食料安定供給特別会計（食糧管理勘定及び業務勘定）所属普通財産の取扱要領（以下「取扱要領」という。）を改正して、これに基づいて各地方農政局において、旧政府倉庫等の処分に向けての具体的かつ詳細な計画を同年10月までに策定した。
- イ 農林水産本省において、取扱要領に基づき各地方農政局から定期的に提出されるアの計画に基づいた統一的な進行管理を行うとともに、各地方農政局に対して指導等を行った。
- ウ 旧政府倉庫等の処分に当たって必要となる建物等の取壊し等については、各地方農政局において、農林水産本省と協議しつつ11倉庫等について検討を行い、このうち2倉庫について取り壊した上で売却等を行うこととする計画を25年10月までに決定した。
- エ 各地方農政局における地方公共団体等に対する購入等の意思確認及び売払いなどに向けた協議等に際し、取扱要領に基づいて、あらかじめ地方公共団体等との間で目標期限の設定等を行った。

・国産原材料サプライチェーン構築事業の効果的な実施について(農林水産大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 産地活性化総合対策事業実施要領を平成26年4月に改正するなどして、国産原材料供給・利用協議会が事業実施計画を作成する際に、構成員の合意形成を十分に図ることとするとともに、事業が効果的に実施されるよう、成果目標等の設定に当たり、加工・業務用原材料等の需給の見通しについて、その設定根拠を明確にすることとした。
- イ 地方農政局等に対して、26年5月に、上記の要領に定められた内容について同協議会を指導するとともに、事業実施計画について事前の審査及び確認を徹底するよう指示した。

○農林水産省

・鳥獣被害防止総合支援事業等における費用対効果分析について（農林水産大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年2月に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領等（以下「実施要領等」という。）を改正して、被害状況をほ場単位や農家単位等で把握した上で現地確認等の調査又は農業共済組合等第三者の有するデータに基づく客観的な数値等を活用することとするとともに、年効果額の算定に用いる数値の根拠資料を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておくこととし、投資効率の算定の単位については、原則として、集落等の地区を単位とすることとした。

イ 都道府県に対して、26年2月に、実施要領等の内容及び直営施工により侵入防止柵を設置する場合の総事業費に労務費等を加えることについて、事業主体に対して周知徹底を図るよう指導するとともに、事業主体による費用対効果分析の内容等について十分精査するよう指導した。

○経済産業省

・エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について（経済産業大臣宛て）

（平成22年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、周辺地域整備資金について、平成24年度予算においては49億円を、25年度予算においては66億6672万余円を、26年度予算においては200億7487万余円をそれぞれ取り崩して資金残高の規模を縮減することとする処置を講じていた。なお、資金残高は25年度末で526億7411万余円となっている。

そして、同庁は、資金を滞留させないような方策について、26年9月末現在、今後のエネルギー政策の状況等を踏まえて適切に判断していくとしているが、本院指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っていない。

・経営安定関連保証等対策費補助金により造成された基金による信用保証協会に対する貸付けについて（経済産業大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、「経営安定関連保証等対策費補助金における連合会貸付事業に係る貸付基準」を平成25年9月に改正して、保証債務残高に対する収支差額変動準備金残高の比率が1%未満という従前の要件を満たし、かつ保証消化率が70%を超えるという要件を満たす信用保証協会を貸付対象とした。そして、金銭消費貸借契約証書のひな形を同年9月に改正して、貸付期間中でも貸付金の全部又は一部を全国信用保証協会連合会に償還させることができるようにしたり、連合会の業務方法書を同年4月に改訂して、貸付事業に係る資金を損失補償事業に係る出えん資金に振り替えることができるようにするなどした上で、25年度までに償還された貸付金156億円について、今後不足が見込まれる損失補償事業に係る出えん資金に全額振替を行い、26年8月に48協会に対して計388億円の損失補償金の出えんを行っていたりしていた。また、今後、償還される貸付金についても、償還時において振替等の検討を行い、効果的な活用を図ることとする処置を講じていた。

○経済産業省

・補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて(経済産業大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、海外での展示会等に出展等する補助事業に関して、展示会事業に係る付加価値税のうち還付を受けているのに国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額の国庫納付について補助事業者と協議を行ったり、平成26年3月に関係部局に対して事務連絡を発して、展示会事業に係る付加価値税については原則として還付申請の検討を行い、還付を受けた場合は還付額に係る国費相当額を国庫納付させることを交付要綱等に定めるとともに、関係部局及び補助事業者に対して付加価値税の還付制度等を周知したりするなどの処置を講じていた。

そして、経済産業省は、海外での展示会等に出展等する委託事業に関して、展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて、欧州連合加盟国等における個別法等に照らし適法性を考慮して、引き続き検討することとしている。

○国土交通省

・国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について(国土交通大臣宛て)

(平成21年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 職員の人件費については、平成22年10月から、地方整備局等において、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の勤務実績簿を各財団法人等から定期的に提出させて職員の従事割合の実態の把握に努めていた。そして、25年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、各財団法人等に勤務実績簿を整備し保管させ、委託費の精算等を適切に行うこととした。
- イ 一般管理費については、22年度から25年度まで各財団法人等から資料の提供を求めるなどして負担額の検討を行い、26年3月に地方整備局等に事務連絡を発するなどして、維持管理業務における一般管理費の負担額の配賦方法等を具体的に定めて、これを周知し、委託費の精算等を適切に行うこととした。

・道路防災事業におけるポケット式落石防護網の設計について(国土交通大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成25年10月に、公益社団法人日本道路協会に設置されたワーキンググループにおいて、落石対策便覧の適用範囲等の詳細な検討結果が取りまとめられたことを踏まえて、26年3月に地方整備局等に対して、可能吸収エネルギーの算定方法を明確に定めた事務連絡を発して、地方整備局等においてその取扱いを道路事業者に周知徹底した。
- イ アの事務連絡を踏まえて、26年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、地方整備局等において、事業主体に対する調査を通じて、21年6月以降に設計されたポケット式落石防護網の可能吸収エネルギーの算定方法について、同月に改訂された「道路土工のり面工・斜面安定工指針」と上記便覧との適合性を検証するよう、指導又は助言した。

○国土交通省

・ 既設橋りょうの耐震補強工事の設計について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年12月から国土技術政策総合研究所及び独立行政法人土木研究所と既設橋りょうの耐震補強工事の設計の考え方について検討を始めており、その検討結果を踏まえて、耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうについて橋りょう全体としての耐震性能を確認するとともに、既設橋りょうの橋りょう全体としての耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言することとしている。

・ 国が管理する国道のトンネルの維持管理について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年10月に地方整備局等に対して通達を発して、次のような処置を講じていた。

ア 国道事務所等に対して、トンネル本体工及び換気設備の定期点検の重要性を認識させ、定期点検を点検要領等に基づき確実に実施し、その結果に基づく迅速な修繕等を行って、定期点検の結果を維持管理に反映させるよう指示した。

イ 国道事務所等にトンネル点検計画（以下「計画」という。）を作成させるとともに、地方整備局等が管内国道事務所等の計画を把握して、定期的に計画の進捗状況を確認できる体制を整備した。

・ 国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンの有効活用について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成25年10月に地方整備局等に対して通達を発して、地方整備局等において国道事務所等に対して、20年10月に改訂される前の「道路トンネル技術基準」の解説書に基づいて設置しているジェットファンについて、改訂後の同解説書に基づき設置の必要性等の検討を行うよう周知した。

イ アの検討の結果、不要となったジェットファンのうち、転用可能なジェットファンについての情報を集約した転用計画を策定し、26年6月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、転用先が未定のジェットファンの情報を地方整備局等から国道事務所等に対して提供して有効活用が図られるようにした。

○国土交通省

・ 国有港湾施設の維持管理について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年12月に各地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 予防保全の考え方を導入した維持管理の重要性を港湾管理者に改めて説明したり、費用の平準化を図るなどしつつ、施設の老朽化対策の優先順位を含めた維持管理、更新計画及び対応方針について港湾管理者と定期的に協議したりするよう各地方整備局等を指導した。

イ 各港湾管理者の維持管理状況等に関する監査をよりの確に行い、必要に応じて港湾管理者に対して的確な報告を求めたり、必要な指示を行ったりするよう各地方整備局等を指導するとともに、必要な手続がとられていない国有港湾施設について、各地方整備局等において、各港湾管理者から必要な報告を受けるなどした。

・ 国管理空港の運営について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年3月に地方航空局に対して通知を発して、空港別収支に係る詳細内訳等の情報提供を行い、地方航空局等が当該情報を空港の収支改善の取組等に活用して空港運営の効率化等の促進を図ることとする方針を示した。

イ 26年5月に地方航空局に対して通知を発して、地方公共団体が中心となって組織された協議会へ空港事務所が積極的に参画し、需要拡大のための誘致活動等について、地方公共団体等の関係者と一体的に取り組むことを検討するよう指示した。

ウ 25年12月に旅客ビル会社に対して通知を発して、経営の透明性の確保の観点から、旅客ビル会社の計算書類の附属明細書を公開するなどの更なる情報の公開を要請するなどした。

エ 25年9月に国有財産使用料の算定要領等を改定して、不動産鑑定評価において、旅客ビル会社の国有財産使用料の算定方法の検証等を実施することとした。

・ 巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約方法等について(海上保安庁長官宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

海上保安庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 本庁は、巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、従来の確定契約から製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法へと見直しを行い、平成26年3月に当該契約方法を適切に運用するために、原価監査実施要領及び標準的な契約書の書式を定めて、同月に事務連絡を発して各管区海上保安本部等に対して周知した。

イ 本庁及び各管区海上保安本部は、見直された契約方法を適切に運用していくこととするとともに、必要に応じて契約の履行期間中又は履行後に製造等原価を確認するための調査を行うことができる条項及び虚偽の資料を提出又は提示した場合に違約金を賦課する条項を契約に付すこととした。

○国土交通省

・橋りょうの維持管理について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年7月に事務連絡を発して、都道府県等における橋りょうの長寿命化修繕計画の策定に当たっての橋りょうの重要度等を勘案した定期点検の優先順位の考え方を明確にして、都道府県等に対して周知した。

イ 26年6月に橋梁定期点検要領^{りょう}を策定して、国土交通省における同計画の策定に当たってのカルバートの取扱いを含めた定期点検の対象とすべき橋りょうの定義を明確にしたり、同月に通知を発してこの定義を都道府県等に対して周知したりした。

・土砂災害情報相互通報システムの活用について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年4月に採択基準を見直して、土砂災害情報相互通報システム（以下「相互通報システム」という。）に双方向機能を具備させることをシステム整備事業の要件とした。

イ 同月に都道府県に対して通知を発して、相互通報システムに双方向機能を具備させることとする全体計画を作成して計画的な整備を図ること、及び防災訓練等の機会を通じ住民がシステム機器の使用方法を確認して直ちに使用できるような体制を整備したり、定期的にシステム機器の使用状況等を把握したり、システム機器の適宜補修を実施することなどにより管理を適切に行ったりして、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討することについて技術的助言を行った。

・進入道路に係る維持管理費の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年11月に航空路監視レーダー等の設置場所と公道を接続する道路（以下「進入道路」という。）の維持管理に係る指針等を制定して、26年1月から2月までの間に無線中継所設置者等と進入道路の維持管理費について利用状況を踏まえた応分の負担に関する協議を行う処置を講じていた。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成24年度においては補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件（以下「指定基準」という。）の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度においてはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度においては25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行っている。防衛省は、今後も引き続き検討を行い、指定基準の見直しなどの所要の処置を講ずることとしている。

・違約金の賦課を定めた資料の信頼性確保に関する特約条項の取扱いについて(防衛大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、情報本部及び海上自衛隊航空補給処を含めた全ての調達機関に対して、履行中の契約について信頼性特約等の付与状況を調査させ、信頼性特約等が付されていないなどの契約については、契約相手方と協議させて、特約条項を付すこととする変更契約を行わせるとともに、次のような処置を講じていた。

ア 各調達機関に対して、平成25年11月から26年1月までの間に教育等を実施して、新信頼性特約を付すことを定めた通達の趣旨及びその遵守の重要性を周知徹底した。

イ 各調達機関に対して、26年3月に通知を発して、決裁書類の確認を的確に行うために、新信頼性特約の付与状況を確認できるチェックシートを作成させることとしたり、アの教育等を実施した際に、契約上適切でない事態が明らかになった場合は迅速かつ的確な対応を講ずるよう指導したり、各調達機関の会計監査部門に対して、同年4月に通達を発して、新信頼性特約が適正に付されているかなどについて重点的に会計監査を実施させることとしたりした。

・潜水艦用ディーゼル機関に使用される連接棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていない事態に係る処置について(防衛省海上幕僚長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

海上幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 海上自衛隊が締結した契約32件について、川崎重工業株式会社の注文書等から、納入された軸受全てが仕様書等に適合していないものであることを確認した上で、当該軸受による損害を調査し、川崎重工業株式会社と代金の減額等の協議を行った。

なお、協議については、仕様書等に適合する軸受及び適合しない軸受が現存していないことなどのため両者の交換に至るまでの使用時間数の差異を把握できず、損害額の算定ができないことなどから、代金の減額等は困難な状況となっていた。

イ 装備施設本部が締結した契約4件について、アと同様に、納入された軸受全てが仕様書等に適合していないものであることを確認するなどするとともに、当該契約事務を行っている同本部に報告して調整した上で、当該契約分についても併せて協議を行った。

ウ 平成25年7月に物品管理官等に通知を発するなどして、仕様書等に適合していない物品が納入されていた事態が判明した場合は、瑕疵、損害等の有無について迅速かつ適切に調査及び検証を行って契約の適正な履行の確保を図ることの重要性等について更なる周知徹底を図った。

○防衛省

・火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品の管理について(防衛省陸上幕僚長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

陸上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成25年10月、12月及び26年3月に火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品と物品管理簿等との照合を確実にしたり、防衛火工品の滅失、毀損等の損害が生じた場合の通知義務や損害の賠償等の必要な条件を付した保管契約に変更するなどして適切な管理体制を整備したりした。
- イ 現況調査等の際に、火薬庫保有会社に対して、防衛火工品の管理に関する法令遵守の重要性について周知徹底を図ったり、新たな保管契約に基づき法令遵守の状況について確認を行うなどして火薬庫保有会社による保管の適正化を確保したりした。

・第三者行為により療養の給付等を受けた場合における診療委託費に係る債権管理等について(防衛大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 各自衛隊において、平成25年11月までに、高額療養費等の適用を受けた負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討を行った結果を記録して保存する仕組みを整備させた。
- イ 陸上、海上両自衛隊において、26年7月までの講習等の機会に、第三者行為によって生じた療養の給付等について、療養の給付等を受けた自衛官等及び療養実施担当者が行う事務手続を周知徹底させるとともに、債権発生通知義務者は金額が未確定であっても遅滞なく歳入徴収官等に通知するよう周知徹底させた。
- ウ 陸上自衛隊において、25年8月に療養の給付等が第三者行為によって生じた場合の事務処理要領等を定めさせた上で、同月から26年7月までの間に陸上自衛隊各駐屯地に同要領等を周知徹底させた。

・米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について(防衛大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 各機関から任命された資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について、横断的に調査を行い実態を把握するとともに、平成26年4月に通達を発して内部監査の強化を図ったり、指導用のマニュアルを策定したりするなどした。また、同年5月に通知を発して、資金前渡官吏等に対して上記マニュアルにより指導等を行うなどした。
- イ 事務所の借上げの実態や派遣職員の派遣先における公務の遂行等に係る情報を一括して管理することとした。
そして、事務所の集約化、統合化、借上費用の低減等を図るための検討を引き続き行うこととしている。

○防衛省

・有償援助による役務の調達に係る受領検査の実施等について(防衛大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年2月に訓令等を改正して、次のような処置を講じていた。

①役務の給付が完了した場合には、受領部隊等が属する調達要求元がその旨を直ちに支担当官に通知するなどの手続を整備した。②支担当官において、役務の給付が完了しているか適時把握するとともに、給付が完了したことが見込まれる場合には受領部隊等が属する調達要求元に確認を行うよう周知徹底を図った。③支担当官において、役務の給付の完了後に、受領検査官に対して遅滞なく検査指令を行うとともに、受領検査官が給付された役務の内容と照合できるように、引合受諾書等に基づき検査指令書に給付予定の役務の内容等を記載することとした。④調達要求元において、受領部隊等に対して、給付された役務の内容等を証明する資料を保存するとともに、受領検査官への当該資料の提供を的確に行うように指導した。

・予備自衛官手当の支給について(防衛大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、内部部局において、年度内に訓練招集に出頭しない予備自衛官の実態調査の結果を把握し、関係部局と訓練参加の確保のための方策を検討するとともに、陸上幕僚監部において、平成26年3月に、第1四半期において訓練参加の意思が明確でない予備自衛官に対して第2四半期以降の直近の訓練招集時期に訓練招集命令書を交付することや、一度決定した訓練出頭日を変更する場合に事由書により変更を申し出させることについて予備自衛官等業務マニュアルに盛り込む改正を行うことにより、予備自衛官手当の一層の適切な支給の確保を図ったり、陸上幕僚監部において、25年9月及び26年3月に業務連絡を発して、各地方協力本部に対して予備自衛官手当の支給の趣旨の周知徹底を改めて図るとともに、25年12月の予備自衛官等業務担当者集合訓練の際に、予備自衛官が訓練の延期を希望した場合は事由書に次回出頭見込期間を記入させることにより次回の訓練参加の確保を図ることについて、各地方協力本部へ説明するように指示して周知徹底を図ったりなどした。

○日本中央競馬会

・場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成22年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、自動販売機の設置及び運営については、順次、競争により選定した販売会社等と契約を行い、その際は、来場者の便宜への影響に配慮しつつ、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるように所要の見直しを行うこととした。また、売店や食堂（以下「売店等」という。）の設置及び運営については、売店等の売上総額が大幅に減少し当該販売会社の撤退等が増えている現状を踏まえ、子会社等に通知を発して、来場者への一定のサービス水準を維持しつつ透明性及び競争性の向上を図るために、売店等の新規の募集時における公募手続の徹底を周知するとともに、子会社等への施設の貸付料が妥当かどうかを検証して競馬会が売上額の多寡を反映した利益を享受できるように、売店等に係る売上額、管理料等を定期的に報告させる処置を講じていた。

○日本中央競馬会

・騎手送迎用自動車運行契約に基づく経費の負担範囲の見直しについて(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本中央競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 中央競馬が開催される5競馬場からトレーニング・センター（以下「トレセン」という。）まで開催最終日に運行されるタクシーに係る経費については、平成24年12月に、騎乗の変更に対応するために最終レースまでその要員として待機させた騎手に係る分を除いて、負担しないこととした。

イ トレセンと地方競馬が開催される9競馬場との間で運行されるタクシーに係る経費については、26年6月に、騎手の肉体的、精神的な負担を軽減するなどのために騎手がトレセンで調教を行った当日にトレセンから当該競馬場へ移動した場合等を除いて、負担しないこととした。

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

・高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等について(東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路株式会社代表取締役社長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路株式会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 高速連絡橋について、詳細点検を実施していなかったものは、詳細点検を完了して損傷等がないことを確認し、耐震性能の検討を行っていなかったものは、一部の高速連絡橋を撤去するなどしたり、平成26年8月までに耐震補強対策に着手して同年11月までに完了することとしたりした。

イ こ道橋について、各会社とこ道橋の各管理者を構成員とする連絡協議会等を都道府県等ごとに設置し、25年10月から26年7月までの間に開催して、管理協定の締結に向けた協議を開始等したり、管理者が実施している点検状況を把握して情報共有し、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すなどの連絡体制を構築したり、点検状況を情報共有することにより損傷状況等を把握して、適切な時期にコンクリート片等剥落対策を実施するよう管理者に求めたりした。また、耐震補強対策の実施状況を把握して、早期に耐震性能の検討を行うなどして対策を完了すること及び使用状況を把握して、使用される見込みがなく不要なこ道橋を早期に撤去することを管理者に求めた。

○日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

・特定調達に係る契約事務の実施について(日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の各取締役兼代表執行役社長並びに日本郵便株式会社代表取締役社長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年4月までに、特定調達手続を改定するなどして、電気及びガスが「政府調達に関する協定」等の適用対象産品であることを明示したり、適用対象産品及びサービスに係る契約内容を変更する場合の具体的な処理方法や契約期間を延長する可能性がある場合の入札公告への掲載方法を定めたりなどするとともに、特定調達手続に従って契約事務を適切に行うよう施設に対して指示文書を発するなどして周知徹底を図った。

イ 25年9月以降、本社において、施設における毎月の電気及びガスの使用量やこれらの料金の支払額を把握して、施設にこれらの情報を開示するなどした上で、年間の支払額が基準額以上となる可能性がある施設に対して協定等及び特定調達手続に従った契約事務を行うよう指示した。

○日本年金機構

・日本年金機構における届け書等の処理業務の効率化等について(日本年金機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

日本年金機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年2月までに各都道府県に設置されている事務センター等に指示文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 届け書等の処理業務については、事務センターへの直送率向上を図るために、事務センターごとにと組計画を策定させて、目標直送率の達成状況を機構本部が管理することとした。また、点検・確認業務の重複を解消するために、事務センターで行う業務を年金事務所で行うことができるなどとしている暫定措置を原則として廃止するとともに、年金事務所で行う点検業務と事務センターで行う確認業務の内容を業務マニュアルにおいて明確にする方針を策定した。

イ 届け書等の入力等業務については、機構本部において外部委託による入力等の件数の見込みと実績の乖離が大きい事務センターに対して個別に指導を行うなどして、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせるとともに、事務センターへの業務集約化等の状況を踏まえて委託する業務範囲を検討し、26年10月の契約更改に合わせて外部委託する業務を拡大するなどの見直しを行った。

○独立行政法人農畜産業振興機構

・肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る支援金相当額の返還について(独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人農畜産業振興機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年1月までに事業主体である都道府県の畜産関係団体から肥育農家等に対して通知を発出させるなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、肥育農家から提出させた賠償金の受領状況が記入された返還計画、事業区域のJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会等の総会資料等により、肥育農家における賠償金の受領状況を正確に確認させた。

イ 事業主体に対して、返還されていないなどの支援金相当額の返還期限を肥育農家に周知させるなど早期の返還を促進する方策を講じた。

ウ 事業主体に対して、真に困窮している肥育農家について返還の猶予等を行う必要がある場合は、支援金相当額の管理を適切に行わせるとともに、必要に応じて経営診断等を行わせた。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

・日常スポーツ活動に対する助成金の交付に係る審査等について(独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、本院指摘を踏まえて検討し、平成26年2月に交付要綱等を改正して、日常スポーツ活動に対する助成を廃止していた。

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

・障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等について(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主に対して納付金の納付及び調整金等の返還のための手続をとるとともに、週の所定労働時間と実態の労働時間の間に常態的なかい離がある場合は、実態の労働時間により常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を支給申請書等の記入説明書に明記するなどして更なる周知徹底を図った。また、支給申請書等の審査等に関して、常用雇用労働者が300人以下の事業主が行う調整金等の支給申請については、平成25年4月に支給要領等を改正し、雇用障害者の勤務実態等が確認できる関係書類の提出等をさせ、26年4月から関係書類に基づく審査を開始するとともに、納付金の申告及び常用雇用労働者が300人を超える事業主が行う調整金の支給申請については、同年3月に調査要領を改正し、おおむね3年に一度の割合で調査を実施するなど調査を強化し、同年6月から上記の要領に基づく調査を開始した。

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立高等専門学校機構

- ・各独立行政法人が保有している有効に利用されていない土地及び資産処分収入について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園理事長、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

3独立行政法人は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- (1) のぞみの園は、有効に利用されていなかった土地について具体的な利用計画を策定したり、資産利用検討委員会において保有資産が業務を実施する上で保有すべきものかどうか検討することとするなどして、自主的な見直しを不断に行う体制を整備したりした。
- (2) 労働者健康福祉機構は、有効に利用されていない土地を保有していた7労災病院に具体的な処分計画又は利用計画を策定させた。また、保有資産検討会議において、不要財産について自主的な見直しを不断に行う体制を充実強化したり、全ての労災病院に対して、業務の必要に応じて具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう周知徹底を図ったりするとともに、資産処分収入について具体的な利用計画を定めたりした。
- (3) 国立高等専門学校機構は、有効に利用されていない土地を保有していた17国立高等専門学校に具体的な処分計画又は利用計画を策定させた。また、本部において不要財産について自主的な見直しを不断に行う体制を整備したり、全ての国立高等専門学校に対して、業務の必要に応じて具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう周知徹底を図った。

○独立行政法人水資源機構

- ・水資源開発施設等の保有及び管理について（独立行政法人水資源機構理事長宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

独立行政法人水資源機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成24年12月作成の「水資源開発施設等に係る保有の必要性の検証等に関する事務マニュアル」等に基づいて水資源開発施設等の保有の必要性について検証を実施して、不要と認められる水資源開発施設等については、その使用実態等を踏まえて地方公共団体や使用承認により使用させている者等への売却等の検討及び協議を行うとともに、25年6月に本社に資産管理等整理推進委員会を設置するなどして、水資源開発施設等の必要性について不断に見直しを行う体制を整備した。
- イ 26年3月に、兼用道路の橋りょう等の大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議に関する基本方針を定め、関係部署へ通知を発するなどして周知徹底を図るとともに、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しについて協議を行った。

○独立行政法人情報処理推進機構

・地域ソフトウェアセンターの事業運営及び経営の改善等について(独立行政法人情報処理推進機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人情報処理推進機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年10月に各地域ソフトウェアセンターに対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 26年5月までに各センターに改善計画を策定させて各センターにおける事業の実施状況及び経営状況を把握した上で、事業運営面及び経営面について指導、支援等を行った。そして、今後の指導、支援等に活用するために、各事業の取組状況や実績に関する報告書を提出させて、改善計画の進捗状況に応じた指導、支援等を行うこととした。

イ 改善計画を実行するなどしても3期以上連続して繰越欠損金が増加しているなど経営不振が長期化しているセンターについて、その後の抜本的な改善が見込み難い場合には、地方自治体等が支援を打ち切ることを決めていない場合であっても、他の株主等との連携の下に解散等に向けた協議等の取組を積極的に進める取扱いとした。

○独立行政法人国立高等専門学校機構

・国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組及び物品の管理について(独立行政法人国立高等専門学校機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人国立高等専門学校機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年6月に各国立高等専門学校（以下「高専」という。）に対して通知を発して、再発防止策の重要性について周知徹底し、再発防止策への取組状況を年2回本部に報告させることとした。そして、当該報告内容に関するヒアリングを併せて実施して、状況確認を行うとともに、再発防止策への取組が不十分と思われる場合には、個別に指導・助言を速やかに行うこととした。

イ 26年6月に高専に対して通知を発して、管理規則を遵守した物品の管理を行うよう指導した。また、25年12月に高専に対して事務連絡を発して、高専における物品管理の状況を確実に把握するために、物品検査の結果を毎事業年度、本部に報告させることとした。

○独立行政法人国立大学財務・経営センター

・国立大学法人等が実施する施設整備等に係る資金の貸付け及び交付について(独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 貸付事業については、平成25年10月に独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準等を改正して個々の附属病院の収支状況等に即した審査指標を追加し、26年4月から当該基準等による審査を開始した。

イ 交付事業については、国立大学法人等の個々の保有資産や自己収入の状況により一層配慮した営繕事業費の配分方法について検討した結果、28年度からの国立大学法人等の次期中期目標期間に合わせて、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した新しい配分方法により交付するよう見直すこととした。また、今後の交付事業の財源の見込みについては、関係機関との連携を図るとともに、26年度からのセンターの中期計画において具体的な検討を実施することとした。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

・独立行政法人中小企業基盤整備機構による地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）融資事業等で造成された基金の見直しについて（独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成25年11月に44都道府県に対して通知を発し、都道府県が一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて基金の規模を見直したり、必要に応じて基金を造成している運営管理法人を指導したり、貸付金の一部繰上償還により適正な基金の規模に圧縮したりするなどの必要な措置を執ることについて周知徹底を図った。

イ アの通知に基づき、基金造成から5年を目途に基金の見直しを行うよう助言した。

ウ 26年4月に44都道府県に対して通知を発し、事業実施期間に係る収支割合を新たな指標として設定するとともに、この記載事項を加えた新たな様式の実績報告書により毎年度報告させることとした。

エ アの通知に基づき、基金の規模を見直すべきかを判断する参考情報として、全基金の応募倍率、繰越比率等の情報提示を行い、都道府県等の担当者の会議等を通して、当該見直しの結果等の情報共有を図った。

○独立行政法人都市再生機構

・ニュータウン整備事業の実施状況について（独立行政法人都市再生機構理事長宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

独立行政法人都市再生機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年度までに工事を完了できないおそれのある地区について、工事完了までの工程を明確に定めるとともに、工事の早期完了に向けた方策を執るに当たり、財務状況に与える影響等に留意しながら、区域の縮小等について関係機関等との協議等を行った。また、長期未処分地について、24年11月に通知を発して、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したりした。

そして、財務諸表作成時の土地の時価の算定について、25年11月に通知を発して、時価の把握に要する費用に留意しつつ、個別の要因を把握できる土地については、その要因により時価を補正して土地の時価を算定する際の精度向上を図り、25年度以降の決算を作成することとした。また、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金について、将来発現するおそれのある様々なリスクを勘案した解消方策を検討して、26年3月に第3期中期計画を策定した。

・特別借受賃貸住宅の運営について（独立行政法人都市再生機構理事長宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

独立行政法人都市再生機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成25年12月に通知を発して、個々の団地の状況等を踏まえた上で、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間の更新時に住宅所有者と借受料の減額協議を行ったりして借受住宅の収支の改善に努めるとともに、借受住宅の返還後の住宅所有者による賃貸住宅の円滑な経営に資するよう住宅所有者に繰上返済を勧めるなどの助言をしたり、割賦金の返済の免除について原則として適用しない取扱いとしたりして割賦金の回収を適切に行うこととした。

○独立行政法人奄美群島振興開発基金

・独立行政法人奄美群島振興開発基金における求償権損害金の債権管理について(独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、本院指摘の趣旨に沿い、求償権に係る債権の額等を基に計算した損害金について、既に確定しているものについては、その全容を把握した上で求償権時効管理簿により管理して、平成26年5月までに納入督促及び時効中断の措置を行うなどするとともに、今後発生するものに対しては、25年9月に債権管理マニュアル等を見直して求償権時効管理簿により適切に管理することとする処置を講じていた。

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

・高速道路事業用地の有効利用等について(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線及び施設の用地については、平成25年9月に道路会社に対して発した通知に基づき、道路会社から整備予定、利用状況等について毎年度報告を求めてこれを把握することとした。

イ アの報告による把握内容に基づき、整備予定がなく、有効利用もされていないとされた用地については、25年10月に設置した道路会社等を構成員とする「高速道路事業用地有効利用促進等連絡調整会議」において、売却等に向けた手続を進める箇所について利用要望の公募を行うなどして、今後も保有し続ける必要性の検証及び有効利用の検討を不断に行う体制を道路会社との間で整備した。

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

・高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について(独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、平成23年11月に、高速増殖原型炉「もんじゅ」（以下「もんじゅ」という。）及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容の見直しを行い、以前から公表しているもんじゅの研究開発に係る事業費の予算額に加えて、もんじゅ及び関連施設であるリサイクル機器試験施設（以下「R E T F」という。）に係る建設費、固定資産税等の支出額を公表するとともに、今後必要になると見込まれるもんじゅに係る経費については職員の人件費や固定資産税を含めてその予算額を公表し、その後も予算の認可や決算の承認に応じて適宜公表する処置を講じていた。

そして、機構は、R E T Fの当面の利活用方法については、引き続き、関係部署において技術的及び経済的な検討を進めており、今後、国のエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえて、関係機関との協議を行っていくこととしている。

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

・社会保険病院等の運営について(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、患者等から診療費の支払がない場合の当該未収金（以下「患者未収金」という。）の督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務並びに社会保険病院等の運営に係る支出の在り方に関する方針を定めた上で、平成25年10月に運営委託法人に対して通知を発するなどして、運営委託法人の患者未収金の督促事務のマニュアル等に基づき適切な対応を行うよう周知徹底を図るとともに社会保険病院等の運営に係る支出についての基準を示すなどしたり、病院等の運営を目的として26年4月に機構から改組される予定の独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）の会計規程、給与規程等を整備するとともに監査の体制を確立するなどして、機構が定めた上記の方針を新機構の運営に反映させたりする処置を講じていた。

○独立行政法人住宅金融支援機構

・証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査について(独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人住宅金融支援機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成24、25両年度に金融機関ごとの融資審査の状況等を把握するために書面及び実地調査を行い、必要な審査が十分でないと認められた事項等については、金融機関に対し、是正等を行った上でその結果を報告するよう働きかけを行っており、26年度以降も引き続き融資審査の状況等の確認を行うこととした。また、より慎重に買取審査を行う対象を拡充したり、収入の虚偽申告のおそれがあるものなどについて追加資料を提出させたりするなどして効果的な買取審査を行うこととした。
- イ 25年4月から金融機関による勤務先の在籍確認等の特に重要な審査の実行を債権買取りの条件とするとともに、26年4月に買取債権の管理・回収業務を金融機関に委託する契約を変更して、融資実行日から2年以内に、元利金の支払が3か月以上延滞となった債権等の発生率が一定の基準を超過するなどした金融機関に対して、業務委託手数料を減額することとした。

○独立行政法人国立循環器病研究センター

・研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費の管理及び経理について(独立行政法人国立循環器病研究センター理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成25年12月に、研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から研究費の交付を受けたときはセンターに管理及び経理の事務を委任しなければならない旨を明確にした事務処理要領を定めて、26年1月から適用することとした。
- イ 25年12月から研究者向けの説明会を開催するなどして、上記の事務処理要領に基づく財団法人等から交付を受けた研究費の取扱いについて周知徹底を図った。

○国立大学法人東北大学

- ・ **災害復旧事業により購入するなどした研究設備の地震対策について（国立大学法人東北大学学長宛て）**
（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

国立大学法人東北大学は、本院指摘の趣旨に沿い、学内における地震対策の実施状況を詳細に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した「教育研究用機器等の転倒防止ガイドライン」等の指針を平成26年3月に策定するとともに、これらの指針を全学説明会等で各部局に周知徹底し、指針を踏まえた地震対策の実施状況を確認することとして、全学として地震対策を講ずる体制を整備する処置を講じていた。

○国立大学法人大阪大学

- ・ **自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて（国立大学法人大阪大学学長宛て）**
（平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、平成24年9月に、一般財団法人恵済団（以下「恵済団」という。）が販売会社等に自動販売機、売店等の設置及び運営を委託している施設の貸付けに係る随意契約の見直し計画を決定し、当該計画のとおり、25年2月及び26年1月に、契約の相手方について、自動販売機、売店等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として企画競争により競争性及び透明性を確保した上で決定するとともに、大阪大学に売上額の一定割合を拠出金として支払うことなどとする契約を販売会社等と締結する処置を講じていた。

そして、その他の施設の貸付けについては、26年4月に、恵済団との随意契約の見直し計画を決定して、今後、競争性及び透明性を確保した企画競争による契約に移行することとしている。

○四国旅客鉄道株式会社

- ・ **鉄道構造物の維持管理について（四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て）**
（平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項）

四国旅客鉄道株式会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成26年3月に、定期検査等の結果により橋りょう修繕計画に、修繕工事が必要とされた橋りょうの修繕工事の実施時期を定めるなどした。そして、修繕工事を着実に実施するための具体的な方策として、新たに修繕工事の管理表を作成し、これにより修繕工事の実績及び進捗状況の確認を行うこととした。

イ 26年4月に、全般検査の結果が適切に記録されるよう全般検査に関するマニュアルを改正して、検査記録に記録すべき項目を明確にするとともに、検査記録の適切な整備を図ることについて保線区等に対して周知した。